

平成二十七年法律第三十三号

令和三年東京オリンピック競技大会・東京
パラリンピック競技大会特別措置法

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部（第二条）
- 第三章 基本方針等（第十三条・第十四条の二）
- 第四章 大会の円滑な準備及び運営のための支援措置等（第十五条）
- 第五章 国有財産の無償使用（第十六条）
- 第六章 寄附金付郵便葉書等の発行の特例（第十七条）
- 第七章 電波法の特例（第十八条）
- 第八章 大会の円滑な準備及び運営のための支援措置等（第十九条）
- 第九章 覚醒剤取締法等の特例（第二十一条）
- 第十章 法律の特例（第二十二条）
- 第十一章 小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の特例（第二十三条）
- 第十二章 国民の祝日に関する法律の特例（第二十四条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する。）が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定等について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。

第二章 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部（設置）

第一条 大会の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部（以下「本部」という。）を置く。

第二章 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部

（設置）

（資料の提出その他の協力）

（要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法

（所掌事務）

第三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十三条第一項に規定する基本方針（次号において単に「基本方針」という。）の案の作成に関すること。

二 基本方針の実施を推進すること。

三 前二号に掲げるもののほか、大会の円滑な準備及び運営に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（組織）

第四条 本部は、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部長、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進副本部長及び東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部員をもつて組織する。

（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部長）

第五条 本部の長は、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

（東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）

（平成二十六年一月二十四日に一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会という名称で設立された法人をいう。以下「組織委員会」という。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）

（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進副本部長）

第六条 本部に、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進に關し内閣総理大臣を助けることをその職務とする國務大臣をいう。）をもつて充てる。

（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進副本部長）

第七条 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進副本部長）

第八条 本部長は、本部の職務を助ける。

（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進副本部長）

第九条 本部に、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進に關し内閣総理大臣を助けることをその職務とする國務大臣をいう。）をもつて充てる。

（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進副本部長）

第十条 本部は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（主任の大臣）

第十二条 この法律に定めるものほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第十三条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣（昭和二十二年法律第五号）に属する内閣総理大臣とする。

（主任の大蔵）

第十四条 本部が大会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産を、組織委員会又は当該施設を設置する者に対する報告を国会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（国会への報告）

第十五条 本部が終了するまでの間、おおむね一年に一回、大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての報告を国会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（大会の円滑な準備及び運営のための支援措置等）

第十六条 大会の円滑な準備及び運営のための支援措置等（第十五条）

（基本方針）

第十七条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第十八条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第十九条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第二十条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第二十一条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第二十二条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第二十三条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第二十四条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第二十五条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第二十六条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第二十七条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第二十八条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第二十九条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第三十条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第三十一条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第三十二条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第三十三条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第三十四条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第三十五条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第三十六条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第三十七条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第三十八条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第三十九条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第四十条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第四十一条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第四十二条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第四十三条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第四十四条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第四十五条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第四十六条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第四十七条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第四十八条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第四十九条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第五十条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第五十一条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第五十二条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第五十三条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第五十四条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第五十五条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第五十六条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第五十七条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第五十八条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第五十九条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第六十条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第六十一条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第六十二条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第六十三条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第六十四条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第六十五条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第六十六条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第六十七条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第六十八条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第六十九条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第七十条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第七十一条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第七十二条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第七十三条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第七十四条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第七十五条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第七十六条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第七十七条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第七十八条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第七十九条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第八十条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第八十一条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第八十二条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第八十三条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第八十四条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第八十五条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第八十六条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第八十七条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第八十八条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第八十九条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第九十条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第九十一条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第九十二条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第九十三条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第九十四条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第九十五条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第九十六条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第九十七条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第九十八条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第九十九条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第一百条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第一百一条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第一百二条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第一百三条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第一百四条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第一百五条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第一百六条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第一百七条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第一百八条 基本方針（第十五条）

（基本方針）

第一百九条 基本方針（第十五条）

（基本方

職員に関する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用については、組織委員会における特定業務（当該特定業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該特定業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。）を含む。）を公務とみなす。

（国家公務員退職手当法の特例）

第二十四条 第十七条第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後に当該国の職員が退職した場合における国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定の適用については、組織委員会における特定業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、第五条第一項及び第六条の四第一項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該特定業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四条第二項、第五条第二項及び第六条の四第一項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 派遣職員に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、第十七条第一項の規定による派遣の期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

3 前項の規定は、派遣職員が組織委員会から所

得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払を受けた場合には、適用しない。

4 派遣職員がその派遣の期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、次条第一項の規定の例により、その額を調整することができる。

（派遣後の職務への復帰に伴う措置）

第二十五条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内他の職員との権衡上必要と認められる範囲において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内の他の職員との均衡を失すことのないよう適切な配慮が加えられなければならない。（人事院規則への委任）

（防衛省の職員への準用等）

第二十六条 この法律に定めるもののほか、組織委員会において国の職員が特定業務を行なうための派遣に必要な事項は、人事院規則で定めらる。

（防衛省の職員への准用等）

第二十七条 第十六条から前条までの規定は、国

家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員（法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他政令で定める職員を除く。）の派遣について準用する。この場合において、第十六条第一項中「国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十条第一項及び前条（見出しを含む。）中「人事院規則」とあり、並びに第十九条第三項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「政令」と、第十七条第八項中「国家公務員法第四百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、第十九条第二項ただし書中「研究員調整手当、住居手当」とあるのは「住居手当、當外手当」と、第二十三条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五条）第二十三条第一項及び附則第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三条第一項」と、「國家公務員災害補償法」とあるの

2 前項において準用する第十七条第一項の規定により派遣された自衛官（次項において「派遣

自衛官」という。）に関する自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第九十八条第四項及

び第九十九条第一項の規定の適用については、組織委員会における特定業務を公務とみなす。

（組織委員会の役員及び職員の地位）

（防衛省の職員への准用等）

第二十八条 組織委員会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（対象大会関係施設の指定等）

（対象空港の指定等）

附 則（令和二年六月二十四日法律第六一號）抄	
第一條	この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一条	第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後となる場合には、前項の規定は、適用しない。
附 則	（令和三年五月一九日法律第三六号）抄
（施行期日）	（調整規定）
第一条	この法律は、公布の日から起算して三月を超える場合において政令で定める日から施行する。
附 則	（令和三年五月一九日法律第六八号）抄
（施行期日）	（調整規定）
第一条	この法律の施行の日が航空法等一部改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後となる場合には、前項の規定は、適用しない。
附 則	（令和三年五月一九日法律第六八号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附 則（令和六年六月一二日法律第四七
この法律は、公布の日から施行する。
第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日二及び三 略
四 次に掲げる規定 令和七年四月一日
イ からヨまで 略
タ 附則第三十七条中令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十条第一項の改正規定
五 次に掲げる規定 令和八年四月一日
イ からタまで 略
レ 附則第三十七条中令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十条第四項の改正規定（その他の経過措置の政令への委任）
第四十六条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。